

大分大学医学部附属病院救急蘇生等委員会細則

平成31年4月23日制定

平成31年医学部附属病院細則第4-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、患者に対する救急蘇生及び患者の容態変化に対する早期かつ迅速な介入（以下「救急蘇生等」という。）により、医療安全機能の向上を図ることを目的として設置する、大分大学医学部附属病院救急蘇生等委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要な対策を講ずるものとする。

- (1) ラピッドレスポンスシステムの運用及び対応後の評価に関すること。
- (2) 院内救急コードの対応後の評価に関すること。
- (3) 救急蘇生に係る職員への教育に関すること。
- (4) その他救急蘇生等に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 高度救命救急センター長
- (2) 集中治療部長
- (3) 医療安全管理部長
- (4) 薬剤部長
- (5) 看護部長
- (6) 内科系診療科長 2人
- (7) 外科系診療科長 2人
- (8) 医療技術部長
- (9) 臨床工学技士 1人
- (10) 医学・病院事務部長
- (11) その他病院長が必要と認める者

2 前項第6号、第7号、第9号及び第11号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第6号、第7号、第9号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員が、事故等やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(部会)

第9条 委員会に、救急蘇生等に関する具体的な事項の検討を行うため、次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 救急蘇生運用・事後検証部会

(2) 救急蘇生教育部会

2 前項各号の部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和元年5月1日から施行する。

- 2 この細則の施行後、最初に指名される第3条第1項第6号、第7号、第9号及び第11号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4－6号）

この細則は、令和3年7月29日から施行する。